

個人賛助会員の位置付け

作成 2017 年 12 月 7 日

個人賛助会員は；

- ・ E V F の目的を理解し、所定の申込書により入会を申し出ることにより個人賛助会員として登録される。
- ・ 登録後は E V F から定期的に「E V F ニュース」の配信を受け、E V F の活動状況、各種行事の開催通知などの情報を共有化する。
- ・ 個人賛助会員は E V F が主催するセミナー、見学会に会員価格で参加することができる。また E V F が主催する各種行事に積極的に参加し、事務局から「E V F ニュース」への投稿を依頼された場合は了承することが望まれる。
- ・ 「E V F が受注した個別プロジェクト」に対しては、ネット会員に優先して参画の打診を受け、合意に達した場合 E V F と有償の業務委託契約を結ぶ。その後はそのプロジェクトチームの一員として得意分野の知識や技術を駆使してプロジェクトを遂行する。
- ・ 個人賛助会員の年会費は 3,000 円とし、退会は自由とする。
- ・ 個人賛助会員の個人情報は、E V F の個人情報保護方針により保護される。

以上